

令和六年四月十八日付け広島県公告（令和六年度危険物取扱者保安講習の公告）における
後期の講習年月日等が決定したため、次のとおり実施する。

令和六年九月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 後期講習年月日及び場所

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午 前	午 後	
令和六年十一月二五日		その他	広島市
令和六年十一月二六日	給油取扱所	その他	広島市
令和六年十一月二七日	その他	給油取扱所	広島市
令和六年十二月三日		コンビナート	大竹市
令和六年十二月四日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和六年十二月一二日	その他	コンビナート	福山市
令和六年十二月一三日	給油取扱所	その他	福山市
令和六年十二月一九日		その他	東広島市
令和六年十二月二〇日	給油取扱所	その他	東広島市
令和七年一月一〇日	給油取扱所	その他	三次市
令和七年一月一六日	給油取扱所	その他	三原市
令和七年一月一七日	給油取扱所	その他	尾道市
令和七年一月二三日	給油取扱所	その他	呉市
令和七年一月二九日		その他	廿日市市
令和七年一月三〇日	給油取扱所	その他	廿日市市

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事し

ている危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛に送付する。

三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

二 受講申請書の受付期間等

令和六年十月七日（月）から令和六年十月十八日（金）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

郵送の場合は、令和六年十月十八日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。